（恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令の一部改正）

第四条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二号書式 普通恩給失権事由非該当申立書 請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。 ・　3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。 ・　在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。 ・　国籍を失ったこと。 上記のとおり申し立てます。 年　月　日 申立者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	第二号書式 普通恩給失権事由非該当申立書 請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。 ・　3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・　在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。 ・　国籍を失ったこと。 上記のとおり申し立てます。 年　月　日 申立者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。